

平成 26 年度特定テーマに関する調査研究報告書

1 テーマ

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実方策について

インクルーシブ教育システム (inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのことである。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供されること等が必要とされている。

また、中央教育審議会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」とされている。

2 はじめに

我が国においては、平成 26 年 1 月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の形成をめざした取り組みが進められている。

同条約において「教育」の項は第 24 条に規定されているが、そこでは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを確保することが求められている。

また、そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的な配慮」が提供されること等が必要とされている。

本県においては、インクルーシブ教育システム構築に向けて、平成 26 年 3 月に策定された兵庫県特別支援教育第二次推進計画に基づき、さまざまな障害特性による教育的ニーズに対応した特別支援教育が着実に進められているところであるが、真の共生社会を実現するため、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会をめざした取り組みをより一層推進していく必要がある。

インクルーシブ教育システム構築の取り組みは、我が国においてもまだ始まったばかりであり、さまざまな取り組みにより研究が進められている過程にある。

しかし、障害のある幼児児童生徒も障害のない幼児児童生徒も、当然のことながら人生は一度しかないものであり、その人生に大きな影響を及ぼす教育が非常に重要であることは論をまたない。そのため、全力を挙げて一定の方向性を見出し、取り組みを進めていくことが重要である。

そこで、文教常任委員会では、こうした状況を踏まえ、本年度の特定調査研究テーマとして「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実方策」を取り上げ、特別支援教育の現状や課題と取り組み状況の把握をはじめ、学識経験者等の意見聴取、さらにはインクルーシブ教育に係る取り組み事例等について、不登校やフリースクールの状況も含めて調査研究を行った。

3 調査・研究の内容

(1) 当局の取り組み

- 開催日 8月22日
- 場所 第7委員会室
- 報告者 石橋 晶特別支援教育課長
- 報告内容

はじめに、国のインクルーシブ教育システム構築に向けた動きと、県のこれまでの特別支援教育の推進及び兵庫県特別支援教育第二次推進計画に基づく取り組みについて説明があった。

次に、中央教育審議会初等中等教育分科会（H24.7.23）の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をもとに、以下の項目について説明があった。

- ① 共生社会の形成に向けて
- ② 就学相談・就学先決定のあり方について
- ③ 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- ④ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- ⑤ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

また、平成26年度の文部科学省の特別支援教育関係予算等について、インクルーシブ教育システム構築モデル事業を中心に説明があった。

○主な意見

（インクルーシブ教育など特別支援教育のあり方について）

- ・ 保護者が障害のある子供の教育を考えるに当たり、入口と出口の問題が重要であり、その両方の問題を任せることができるインクルーシブ教育には強い要望がある。障害の有無にかかわらず一緒に学ぶことができるシステムを作ることがインクルーシブ教育の究極の目標ではあるが、現在は多様な学びの場を提供することにより教育するという過渡期の段階である。出口に関しては、一般就労率を上げることなどにより社会の中でともに働く、生活することをめざし、そのような教育が入口から教育課程の中でされなければならない。

（特別支援教育に携わる教員の専門性確保について）

- ・ 特別支援学級の担任で経験の少ない正規教員が苦しんでいるケースがあるので、

経験の豊富な臨時教員を配置するなど柔軟に対応すべきである。

- ・ 特別支援教育には一定の経験や専門性が求められ、特に、知的障害のある児童生徒に関わる全ての教員は、障害特性を理解・熟知した上で指導に当たるべきである。
- ・ 特別支援教育コーディネーターの量の確保とともに質を高めることも重要である。

(個別の教育支援計画等の効果的な引き継ぎについて)

- ・ 幼・小・中・高が連携して教育支援計画等を効果的に引き継いでいけるようにすべきである。

(障害を個性として見る意識づけについて)

- ・ 障害を個性として見る意識づけを進めていかなければならない。障害に対する意識に関して調査する必要がある。

(2) 学識経験者等の意見聴取

ア 学校外ネットワークとの意見交換会

○開催日 10月27日

○場所 中会議室

○報告者 NPO法人ふぉーらいふ 中林和子理事長
NPO法人テンペラーレ 中島薫子理事
デモクラティックスクールまっくろくろすけ 黒田喜美代表
明石不登校から考える会 水田信子世話人

○報告内容

不登校等の子供の自己肯定感を育み、一人ひとりの成長のために必要な学びを保障し、子供の権利推進や教育環境を整えていくことを目的に活動・支援している学校外ネットワークの取り組みについて、各団体の代表者から説明があり、主に以下の項目について提言が行われた。

- ① ワンストップで相談できる官民一体型の相談センターの整備
- ② 悩んでいる子供が安心して過ごせる居場所の確保（フリースクール等への公的助成）
- ③ 給付型奨学金制度による家庭への支援
- ④ 学校をはじめとした社会のフリースクールに対する理解促進

○主な意見聴取内容

(フリースクールと学校や市町教育委員会との接点について)

- ・ 学校とは日常的に接点を持っている訳ではないが、出席日数と活動内容を報告しており、通学定期券の関係で協力してもらうことがある。教職員が勉強のためにフリースクールを訪れることもある。
- ・ 市町教育委員会に対しては、チラシや通信を設置させてもらう、講演の依頼などの連携をとっている。

(発達障害のある子供の受け入れ状況について)

- ・ 入所者の3分の1程度に発達障害があると思われる。小学生では発達障害の傾向のある方がほとんどであり、高校生以上の相談者で発達障害のあるケースも多い。学業成績では問題がないため、見過ごされるケースも多いが、早い段階で検査を受け、特性を理解した上で、集団の中で仲間との付き合い方を習得

していくことが必要であるため、できるだけ早い対応が求められる。

- ・ コミュニケーションをとるのが困難である特性のある方については、スタッフは、お互いの違いを認め合うことにより、子供たちが安心して過ごせるように配慮している。

(引きこもりについて)

- ・ フリースクールにも通っていない子供については、社会的に孤立することにより貧困につながるおそれもある。
- ・ 引きこもりの相談があれば、フリースクールは行政、福祉等さまざまな分野と連携して早期の対応に努め、支援を必要とする方に適切な情報を早く提供していく。
- ・ 学齢期を超えた相談者への対応の受け皿がない。
- ・ 行政に対してアウトリーチのニーズがある。

イ 学識経験者の意見聴取

○開催日 11月17日

○場所 中会議室

○報告者

(独)国立特別支援教育総合研究所

尾崎祐三教育支援部長

藤本裕人上席総括研究員

○報告内容

インクルーシブ教育システム構築に関する推移と動向、合理的配慮と基礎的環境整備の関係、インクルーシブ教育システム構築と特別支援教育のあり方・方向性、求められる専門性について説明があった。

○主な意見聴取内容

(インクルーシブ教育の理念の現場での浸透について)

- ・ 文部科学省では、特に市町村教育委員会の担当者にインクルーシブ教育の理念を理解してもらうため、教育支援資料の中で、インクルーシブ教育システムにおける就学指導のあり方について詳細に解説しており、これまでも市町村教育委員会に配付していたが、現在はホームページで公開している。
- ・ 就学指導においては、保護者に説明する項目を明示し、保護者が不安を抱えている状況を踏まえた上で聞き取りを行い、本人・保護者の意向を最大限に尊重しつつ、お互いに意見交換しながら理解を深めていくことにより就学先を決定する仕組みになっており、文部科学省により周知されている。

(スクールバスの看護師配置について)

- ・ スクールバスの看護師配置は基礎的環境整備の問題であり、基準を作って制度として設けることになる。
- ・ 個別の対応については、合理的配慮の問題であり、合理的配慮について保護者と合意形成を図り、合意形成したものについては個別の教育支援計画の作成につなげることになる。
- ・ 行政は、学校との合意形成に向けて努力する保護者を支援する役割を担うべきである。



(合理的配慮のあり方について)

- ・ 合理的配慮がどの程度必要かということについては、事例を積み重ねる必要がある。

(県教育委員会の支援について)

- ・ インクルーシブ教育システムの進展のためには、市町教育委員会の役割が重要であるが、県教育委員会は、市町教育委員会と保護者の合意形成が困難である場合の支援と、専門家などの人材不足に対して支援する役割が求められる。

(障害者の呼称について)

- ・ 障害者という言葉が使われるのは教育の分野だけではなく、法律用語である以上、教育分野でも使わざるを得ない。
- ・ 教育分野では、障害ではなく、その人が持っている教育的ニーズに着目してその困難に対応するのが特別支援教育であるという考え方により、特別な支援が必要な幼児児童生徒と呼んでいる。

(3) 事例調査

ア 県教育事務所の取り組み調査結果

(ア) 播磨東教育事務所（7月25日）

- ・ インクルーシブ教育の視点から、校長OB等である特別支援教育推進員を教育事務所に配置し、市町教育委員会や学校を訪問して特別支援教育に関する相談に応じ、指導・助言している。

(イ) 但馬教育事務所（10月30日）

- ・ 十分な知識と経験を有した特別支援教育推進員が学校を訪問して個別に特別支援教育に関する相談を受け、また、特別支援教育推進員を特別支援教育に関する研修会の講師として派遣するなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた市町支援を行っている。

(ウ) 播磨西教育事務所（11月19日）

- ・ 自閉症・情緒障害の児童生徒数の増加原因としては、特別支援教育に対する信頼度が高まり、保護者の理解が進んだことも一因と考えられるが、有識者からは「発症率が高くなっている根拠はない」と聞いており、原因は特定できていない。
- ・ 地域特別支援連携協議会の開催、特別支援教育推進員の派遣により、インクルーシブ教育システムの構築に向けた早期からの相談支援等に関する市町支援を行っている。

イ 県立特別支援学校等の取り組み調査結果

(ア) 県立東はりま特別支援学校（7月25日）

- ・ 交流及び共同学習の意義について、実施する学校間で共有する必要がある、生徒だけではなく、教職員の意識改革も進めていく必要がある。
- ・ 就労移行施設・就労継続施設の利用、就労後の学校による追跡指導により一般就労率の向上に取り組んでいる。
- ・ 民間委託しているスクールバスの介助員と学級担任の連絡体制には十分配慮しており、介助員には生徒への対応に関する研修を受けてもらうなど、十分に連携して実施している。

- ・ 在籍児童生徒数は増加しているが、今後、急増することはないと見込んでおり、現在のところ、仮設校舎を建てずに、特別教室や会議室等を教室に転用することにより対処している。
- ・ 学校の行事や生徒が作った無農薬野菜の販売など、さまざまな機会を活用して地域の方と交流している。

(イ) 県立こやの里特別支援学校分教室・県立猪名川高等学校（8月4日）

- ・ 生徒は嫌がらずに自然な形で交流及び共同学習を行っており、県立猪名川高等学校の生徒の心にもよい影響を与えるなど、順調に進んでいる。
- ・ 授業における交流及び共同学習は、理科の実験、赤ちゃん先生プロジェクトで実施しているが、定期的には実施することは現時点では難しい。分教室の生徒は軽度の障害のある生徒だけではないので、全員一緒に実施することは難しい。
- ・ 分教室の設置により、本校の規模過大は少し解消された。
- ・ 分教室の特色をアピールすることにより、通学区域全域からの生徒の確保を図っている。



(ウ) 県立但馬やまびこの郷（10月31日）

※ 不登校児童生徒と保護者の支援、指導者等の研修等を行う施設

- ・ 不登校の原因としては、発達障害など本人に起因するもの、親子関係や家庭内の不和など家庭に起因するもの、友達との関係や部活動など学校に起因するものが考えられ、これらのさまざまな要因が絡み合っていると考えられている。蓄積したデータを分析し、さまざまな媒体により広く情報発信することにより、未然防止と問題解決に努めている。
- ・ 不登校の原因の一つと考えられる発達障害やグレーゾーンの児童生徒数については、調査していないので正確な人数は分からないが、利用者のうち約25%程度の者に傾向が見られる。
- ・ 利用者が施設を利用した後の状況については、郵便による追跡調査を行っているが、利用者から継続的に報告するシステムは構築していない。

(エ) 県立姫路しらさぎ特別支援学校（11月19日）

- ・ 特別支援学校に名称変更されて、保護者の理解が進んだことにより、障害の程度が軽い児童生徒も入学するようになったことが、在籍児童生徒数の増加要因の一つとなっている。今後の規模過大化に対しては、教室の転用、空き教室の活用により対応する予定である。
- ・ 発達障害のある児童生徒については、在籍する学校で過ごしていけるよう特別支援学校のセンター的機能を発揮して支援する。
- ・ 県立姫路商業高等学校は県立姫路特別支援学校と既に交流及び共同学習の

実績があり、県立姫路しらすぎ特別支援学校はそれを受け継いだ形で情報関係の授業で既に実施しており、今後は行事や部活動の指導等に広げていく。

ウ 他自治体の取り組み調査結果

(ア) 青森県教育委員会（9月2日）

※ 平成25年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業・モデル地域

(教育環境の整備)

- ・ 青森県も兵庫県と同様に規模過大校が増えており、特別教室を普通教室に転用する、一つの教室を二つに分ける、廃校となった高等学校の空き教室を活用するなどにより対応している。
- ・ 視聴覚障害のある児童生徒が減って、知的障害のある児童生徒が増えており、特別支援学校の再編を検討している。
- ・ 多様な学びの場を整備し、児童生徒にとって、どの学びの場が一番適切であるのかを踏まえた上で就学指導するのが、改正学校教育法施行令の趣旨であり、まず、その趣旨を踏まえた教育環境の整備が必要である。

(教員の専門性向上)

- ・ 障害の状態の多様化に対して、教員の専門性向上のための研修会を開催し、また、特別支援学校の専門性を有する教員が、要請のあった学校に行って指導する巡回相談員制度によりフォローしている。
- ・ 特別支援学級の教員の特別支援学校教諭免許状保有率が3割となっており、全国水準より低いため、認定講習等を受講してもらうことにより免許を取得してもらうなどの対策をとっている。
- ・ 発達障害のある児童生徒が増えており、生徒指導上の問題が増えている。警察に介入してもらうような事案も発生しているため、県警察本部から県教育委員会に1名出向しており、円滑に情報交換している。
- ・ 青森県、岩手県、秋田県に北海道も含めて人事交流を行っており、教員の専門性向上に役立っている。

(医療施設併設型養護学校)

- ・ 医療施設を併設した養護学校では、主にリハビリのために病院を利用している。
- ・ 肢体不自由児者を対象とする特別支援学校における在籍児童生徒数の減少に伴い、医療施設が福祉型に転換し、親元から離れて学ぶ児童生徒が増えたので、精神的フォローをする必要があると考えている。

(特別支援教育に対する理解)

- ・ 特別支援学級の在籍児童生徒数が増え、特別支援学校の在籍児童生徒数が減っており、住んでいる地域の小中学校へ行く傾向が強くなっているため、特別支援教育に対する理解の進展が見られる。しかし、まだ障害があることを隠しておきたいと考えている保護者も多い。

(イ) NPO法人共働学舎 新得共働学舎（9月3日）

※ 不登校児童生徒、障害者等、心身にさまざまな問題を抱え、外の社会では一人で生活することができない人等約70人が自給自足による共同生活を送る施設

- ・ 自活することにより、自立しているという自覚と責任を持ってもらう。
- ・ 自分で考えて決定・行動し、その結果を受け止めることにより、生きる手ごたえを感じ、幸福感を感じることができる。
- ・ 周りの人に認めてもらうことによって、隠された可能性を引き出すことができる。



(ウ) 札幌市立栄町小学校・札幌市立栄町中学校（9月4日）

※ 平成25年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業・モデルスクール

(合理的配慮)

- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、有償ボランティアである「学びのサポーター」が学校生活及び学習活動を行う上で必要となる支援を行っている。
- ・ 合理的配慮協力員は、保護者の負担を軽減できるように、保護者と学校の間を調整している。
- ・ 合理的配慮は手探りの状態であり、事業を実施する中で、改めて合理的配慮のあり方について検証する必要がある。
- ・ 特別支援教育が必要な児童であるが、保護者の希望で通常の学級に在籍する場合に、保護者が付き添うケースがある。

(インクルーシブ教育システム構築モデル事業の効果)

- ・ インクルーシブ教育システム構築モデル事業の実施により、対象児童生徒の周りの児童生徒が自然に相手の気持ちになって寄り添って考えられる姿勢が身につくなどの効果が出ている。



4 今後の方向性について（委員間討議の結果）

当委員会においては、県教育委員会の取り組みを一定評価しつつ、我が国におけるインクルーシブ教育システム構築が過渡期にあることを踏まえ、県外の自治体やNPO法人等との意見交換会などの独自に行ってきた調査等に基づく委員間討議の結果により、今後の方向性等について幅広く提言を行うことをもって報告とする。

(1) 交流及び共同学習の促進

- 特別支援学校は、通常の学校と比べて広域にわたる幼児児童生徒が通学していることが多く、居住地域における同年代の幼児児童生徒との結びつきが弱くなることが考えられるため、その交流を促進することが重要である。

特に、これまでの取り組みは、当該特別支援学校近隣の小・中・高等学校との交流に限定されがちである。時間的・財政的な負担の増加はあるとも考えられるが、より広い範囲での交流を促進することは、障害のない幼児児童生徒への障害者理解の促進につながる機会になると考えられるため、その促進について取り組みを進めていく必要がある。

その際、東京都、埼玉県等で取り組まれている副次的な学籍、札幌市における地域学習校指定等を参考に、導入も検討していく必要がある。

副次的な学籍

一部の自治体で先進的に取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組み。該当児童生徒は、居住地域の小中学校に副次的な籍を持ち、居住地の小中学校在籍児童生徒との直接的、間接的な交流及び共同学習等を行っている。

- 交流及び共同学習の実施に当たっては、小・中・高等学校への気兼ねをなくし、双方向の交流が行われるよう指導・工夫が必要である。

(2) 自立心等の育成

- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」を養うためには、自立心の育成が必要である。

そのためには、障害のある幼児児童生徒が、一人でも社会の中で孤立せず生きていけるよう自立心を育てる教育を進めるとともに、社会の中で他人と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、その育成にも取り組んでいく必要がある。

(3) 個別の指導計画及び個別の教育支援計画策定の促進と的確な活用の推進

- 障害の種類・程度・状態等に応じ、かつ、ライフステージに沿った継続的で効果的な支援のためには、個別の指導計画及び個別の教育支援計画は必要であることから、本人・保護者の理解の促進、関係機関との連携強化を図り、早急に作成されるよう努める必要がある。さらに、それらの計画が作成にとどまるのではなく、PDCAサイクルによる検証を行うなど、有効に活用されるよう図ることも必要である。

(4) 教職員の資質及び専門性の向上

- 特別支援学校の教職員はもとより、小・中・高等学校の教職員についても、イン

クルーシブ教育について基礎的な専門性を備える必要がある。

県教育委員会においては、県立特別支援教育センターが中心となり、各種研修を実施しているが、今後は理論のみではなく、より実践的な知見の修得を図るための研修の拡充・強化を図るほか、小中学校教職員が、特別支援学校に異動して実践的な経験を積み、その成果を小中学校へ戻って生かすことを目的とした人事交流を一層推進すること等を通じて、教職員の資質及び専門性の向上を図る取り組みを推進していく必要がある。

(5) 相談・支援体制の充実強化

- 校園内委員会や特別支援教育コーディネーターが有効に機能しているか不断に点検を行うとともに、その活動をバックアップする体制・機能の充実が必要である。

また、特別支援教育コーディネーターは、学校全体、そして地域の特別支援学校や関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量を持った人材が望ましいとされているが、こうした人材が各学校に配置されるよう人事異動において配慮がなされるよう図ることが必要である。

- 個々の特別支援学校が有する専門性を生かし、各地域における教育的ニーズに応じてセンター的役割を果たすことは重要であるが、個々の特別支援学校が持つ専門性を総合的に把握し、各特別支援学校では対応が難しい案件にもワンストップで対応できる中央センター的な機能を持つ機関を整備することが必要である。

- 幼児期から連続性のある支援体制の構築が求められるが、例えば札幌市においては、就学前の子供に対して支援を行う社会福祉法人と連携し、スムーズな移行支援に取り組み、効果を上げている例がある。

このように、多様な主体との連携による相談・支援体制構築の取り組みは、本県の市町でも積極的に採用を検討する必要がある。

- いじめや不登校については、障害等に起因するものも考えられることから、不登校担当教職員を含め、関係機関とも連携し、特別支援教育の観点からも検討するよう配慮が必要である。

- 就学先の決定については、学校教育法の改正により市町教育委員会に設置される教育支援委員会(仮称)が本人・保護者の意見を最大限尊重して行うこととされた。

そのため、本人・保護者への情報提供は、一義的には市町教育委員会の役割であるが、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の相違について本人等が比較検討し、不安を解消できるよう、保護者同士が情報交換できる機会・場の提供、先輩保護者の意見が聞ける場の提供等を県教育委員会として直接実施するか、市町教育委員会に実施を働きかけることも必要である。

(6) インクルーシブ教育システムについての理解促進

- インクルーシブ教育システムは、最終的には、障害者が「自由な社会に効果的に参加することを可能にすること」も目的としている。

そのためには、社会に対しても理解を得る取り組みを行っていくことにより、受け入れの素地を醸成しておく必要がある。

そこで、健康福祉部等関係部局や市町等とも有機的に連携しながら、県民のインクルーシブ教育システムに係る関心を高め、理解を促進する取り組みにも力を入れることが求められる。

- インクルーシブ教育の実効性を確保するためには、通常の学校園における教職員の意識についても変えていく必要があるのではないか。その第一歩として、教職員の意識調査を行うことも検討すべきである。

(7) 合理的配慮に係る調査・研究の促進

- 現在、(独)国立特別支援教育総合研究所が、全国のインクルーシブ教育システム構築モデル事業に取り組む学校園から合理的配慮等の事例を「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」として公表している。

こうした全国の事例に加え、本県においても、これまでの特別支援教育から得られた知見を共有・活用できるよう図ることにより、インクルーシブ教育システム構築の取り組みを促進することが必要である。

(8) 基礎的環境整備の促進

- 基礎的環境整備については、厳しい財政事情を考慮するとともに、均衡を失した、または過度の負担を課さないよう留意する必要があるが、教育の重要性に鑑み、より優先的な配慮に努める必要がある。

(9) 市町教育委員会との緊密な連携体制の構築

- インクルーシブ教育システムの概念の周知を含め、その構築と実施について県教育委員会が指導力を発揮し、一人ひとりの幼児児童生徒がスムーズに移行できるよう市町教育委員会と緊密に連携し、取り組む必要がある。

(10) よりよいインクルーシブ教育システム構築のための国への働きかけ

- 合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされている。一方、合理的配慮は、均衡を失した、または、過度の負担を課さないものとされているが、その基準が示されていないことは、現場での混乱を招くおそれのある課題であることから、国に対して明確な基準を示すよう働きかけを行っていく必要がある。